

## 国語に関する学術研究の推進に関する作業部会の設置について

平成23年9月6日  
科学技術・学術審議会  
学術分科会研究環境基盤部会

### 1. 趣旨

独立行政法人国立国語研究所を大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「人間文化研究機構」）に移管することを定めた「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律」附則第15条では、「国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえ、当該業務の人間文化研究機構への移管後二年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されている。

このため、人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等を担う組織及び当該業務の在り方について検討を行うため、研究環境基盤部会の下に「国語に関する学術研究の推進に関する作業部会」を設置する。

### 2. 検討事項

- ① 人間文化研究機構国立国語研究所における国語に関する調査研究等の業務を担う組織及び当該業務の在り方について
- ② その他

### 3. 庶務

作業部会の庶務は、関係課室の協力のもと、研究振興局学術機関課において処理する。